

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社渡辺組	北海道富紋別郡湧別町中湧別南町929-1

2 指名停止期間

建設工事
平成27年 1月23日 ~ 平成27年 3月22日 (2ヵ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、公正取引委員会が、網走管内コンクリート製品協同組合らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限）に該当し、同法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成27年1月14日、当該組合に対し、同法第8条の2第2項の規定に基づく排除措置命令を行うとともに、同組合の構成事業者（株式会社渡辺組を含む。）に対し、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行ったため。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為)	
5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8号第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）